

○ 下野市立南河内小中学校設立準備委員会実務作業部会設置要綱

令和元年 6 月 14 日

教育委員会告示第 21 号

改正 令和 2 年 3 月 18 日教委告示第 7 号

(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、下野市立南河内小中学校設立準備委員会設置要綱（令和元年下野市教育委員会告示第 19 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、実務作業部会について必要な事項を定めるものとする。

(令 2 教委告示 7 ・一部改正)

(名称)

第 2 条 実務作業部会の名称は、下野市立南河内小中学校設立準備委員会実務作業部会（以下「作業部会」という。）とする。

(令 2 教委告示 7 ・一部改正)

(組織等)

第 3 条 作業部会の名称、所掌事項及び部会員は別表のとおりとする。

2 総務部会及びスクールバス運行管理部会の部会員は教育委員会が委嘱し、その他の部会の部会員は下野市教職員から教育長が任命する。

(任期)

第 4 条 部会員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、部会員がその選任資格を失ったときは、同時にその職を失うものとする。

2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 各作業部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(職務)

第 6 条 部会長は、会務を総理しその部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 作業部会は、会議において調査検討した結果について、下野市立南河内小中学校設立準備委員会に報告するものとする。
- 5 作業部会は、特に必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（令2教委告示7・一部改正）

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年6月14日から施行する。

(招集の特例)

- 2 部会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則（令和2年3月18日教委告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

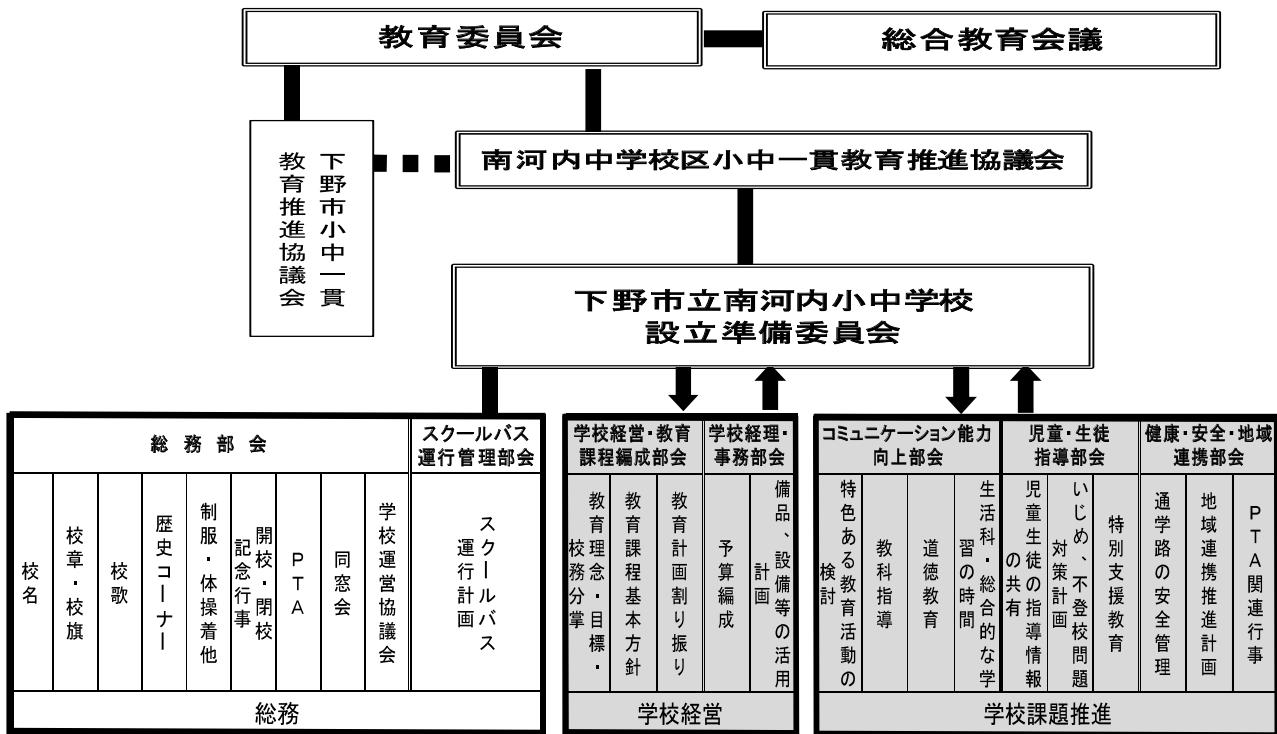
別表（第3条関係）

部会名	所掌事項	部会員
総務部会	(1) 義務教育学校の名称、校章、校歌、校旗、制服、記念式典等に関すること。 (2) 下野市立薬師寺小学校、下野市立吉田	(1) 南河内中学校区 域内の小学校及び中学校の学校運営協議会代

	<p>東小学校、下野市立吉田西小学校、下野市立南河内中学校の伝統等の保存方法の検討に関すること。</p> <p>(3) 学校運営協議会組織の統合及び協議会運営の推進に関すること。</p> <p>(4) PTA組織の統合、規約の改正、予算編成及び事業内容等の整備に関すること。</p> <p>(5) その他新校への移行の円滑な推進に関すること。</p>	<p>表</p> <p>(2) 南河内中学校区域内の小学校及び中学校のPTA代表</p> <p>(3) 南河内中学校区域内の小学校長及び中学校長</p> <p>(4) 下野市教育委員会事務局関係者</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める者</p>
スクールバス運行管理部会	運行範囲、運行経路等、スクールバスの運行に関すること。	<p>(1) 南河内中学校区域内の小学校の学校運営協議会代表</p> <p>(2) 南河内中学校区域内の小学校のPTA代表</p> <p>(3) 南河内中学校区域内の小学校教頭及び中学校教頭</p> <p>(4) 下野市教育委員会事務局関係者</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認める者</p>
学校経営・教育課程編成部会	<p>(1) 教育理念、学校教育目標、重点目標等に関すること。</p> <p>(2) 教育課程編成の基本方針等に関すること。</p> <p>(3) 各種教育計画作成に関すること。</p>	下野市教職員から教育長が任命した者
学校経	(1) 予算編成に関すること。	下野市教職員から教育

理・事務部会	(2) 備品、設備等の活用計画等に関すること	長が任命した者
コミュニケーション能力向上部会	(1) 学校課題研究に関すること。 (2) 特色ある教育活動の検討及び推進に関すること。 (3) 教科指導に関すること。 (4) 道徳教育に関すること。 (5) 人権教育に関すること。 (6) 特別活動に関すること。 (7) 生活科及び総合的な学習の時間に関すること。	下野市教職員から教育長が任命した者
児童生徒指導部会	(1) 児童生徒指導に関すること。 (2) 校則及び生活のきまりに関すること。 (3) 教育相談計画及びいじめ・不登校問題対策計画に関すること。 (4) 特別支援学級及び通級指導教室に関すること。	下野市教職員から教育長が任命した者
健康・安全・地域連携部会	(1) 健康及び体力に関すること。 (2) 給食に関すること。 (3) 通学路の安全管理に関すること。 (4) 校地内外の環境美化及び緑化に関すること。 (5) 地域連携推進計画の作成及び家庭教育学級に関すること。	下野市教職員から教育長が任命した者

下野市立南河内小中学校学校設立準備組織体系図



1 下野市立南河内小中学校設立準備委員会

* 委員長は教育次長、副委員長2名は委員長が指名する者を充てる。

所掌事項	委員	担当
実務作業部会で検討された事項の承認と助言、設立準備全体の総括 等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育学校設置計画に関すること。 ○ 義務教育学校の学校経営、教育課程等に関すること。 ○ その他義務教育学校への移行の円滑な推進に関するこ と。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の自治会長 ・ 4校PTA代表 ・ 4校後援会等代表 ・ 4校校長 ・ 教育次長 ・ 市教委事務局関係者 ・ その他教育委員会が必要と認める者 	学校教育課 森口 上野

2 実務作業部会

* 各部会には部会長を置き、設立準備委員会で調査検討の結果を報告する。

(1) 総務 (地域・保護者・学校関係者による作業部会)

検討事項	部会員	担当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校名称、校章、校歌、校旗、制服、記念式典 ○ 3小学校と、1中学校の伝統の保存方法の検討 ○ 学校運営協議会組織の統合、協議会運営の推進の検討 ○ PTA組織の統合、規約の改正、予算編成、事業内容等の整備 ○ その他新校への移行の円滑な推進に関するこ と。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4校運営協議会代表(各1) ・ 3小学校PTA代表(各1) ・ 中学校PTA代表(計3) (各地区(各1)) ・ 4校校長 ・ 教育総務課長 ・ 学校教育課長 ・ その他教育委員会が必要と認める者 	教育総務課 神田 学校教育課 森口 上野
<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールバスの運行に関する検討 (運行範囲・運行経路) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3小学校運営協議会代表(各1) ・ 3小学校PTA代表(各2) ・ 4校教頭 ・ 教育総務課長 ・ 学校教育課長 ・ その他教育委員会が必要と認める者 	教育総務課 神田 学校教育課 森口 上野

(2) 学校経営（教職員・学校関係者による作業部会）

* 下野市教職員から教育長が任命した者

	検討事項	部会員	担当
会育学 課校 程經 編營 成・ 部教	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育理念、学校教育目標、重点目標 ○ 教育課程編成の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌計画 ○ 教育課程、日課表、時間割、年間行事計画(学校行事の精選) ○ 各種教育計画の作成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・(教頭) ・(教務主任) ・(事務担当) 	学校教育課 森口 稻見 稻葉
会・学 事校 務經 部理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算編成に関すること ○ 備品、設備等の活用計画（準備、廃棄含む） 等 		

(3) 学校課題推進（教職員・学校関係者による作業部会）

* 下野市教職員から教育長が任命した者

	検討事項	部会員	担当
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン能 力向 上部 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校課題研究 「コミュニケーション能力の育成」 英語・外国語活動を重点にした「コミュニケーション能力の育成」の研究推進について ○ 特色ある教育活動の検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト委員 (教務主任) ・学校課題担当 ・英語科・外国語活動担当 	学校教育課 松川 土田
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科指導に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導計画 ・学習のきまり 等 	・授業者全員	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画 ・年間指導計画 ○ 人権教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画 ・年間指導計画 等 	・道徳教育推進教師	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画 ・年間指導計画 ・学級活動指導計画 ・クラブ活動の整理、児童会・生徒会活動の検討 ・異学年交流に関すること ・キャリア教育、進路指導に関すること ・部活動の整理、部活動の活動場所確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動主任 ・学級活動主任等 ・児童会・生徒会担当 ・クラブ活動・部活動担当 ・キャリア教育・進路指導担当 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活科・総合的な学習の時間に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・I C T活用やプログラミング教育についての検討 ・ものづくり、地域伝統、ふるさと学習に関する検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT・プログラミング 教育担当 ・総合学習担当 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の指導情報の共有に関すること ○ 校則（生徒心得）、生活のきまり ○ 教育相談計画 ○ いじめ・不登校問題対策計画 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導担当 ・教育相談担当 	学校教育課 佐々木
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育に関すること ○ 特別支援教育用備品の活用計画 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当 ・特別支援学級担当 ・通級指導教室担当 	
地 域康 連・ 携安 部全 会・	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断関係データ管理、保健室運営に関するこ ○ 体力向上に関するこ ○ 給食に関するこ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育担当 ・養護教諭 ・栄養職員 	学校教育課 水本
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路の安全管理に関するこ ○ 校地内外の環境美化・緑化に関するこ ○ 地域連携推進計画に関するこ ○ 家庭教育学級に関するこ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育担当 ・地域連携教員 	